

国内産農産物銘柄設定等に係る意見聴取会の議事録

1 開催日時 令和7年12月12日（金曜日）13時30分から14時20分

2 開催場所 福島県土地改良会館 4階小会議室

3 出席者

(都道府県)	福島県農林水産部水田畑作課 副主査	片桐 優亮
(生産者団体)	福島県農業協同組合中央会 常任参与	渡部 俊男
	全国農業協同組合連合会	
	福島県本部 米穀部米穀総合課	齋藤 琉緯
(登録検査機関等)	J A福島農産物検査協議会	熊田 光宏
	福島第一食糧卸協同組合 検査係長	矢部 裕太郎
	福島県米穀肥料協同組合 業務部検査課	石井 幸子
(東北農政局)	生産部生産振興課 課長補佐（流通）	加東 優子
	生産部生産振興課 検査技術指導官	増子 竹美
	福島県拠点 総括農政業務管理官（生産）	齋野 和正
	福島県拠点 行政専門員	三浦 昌典

4 開会

【齋野総括農政業務管理官】（以下「司会者」という。）

只今から「国内産農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会」を開催いたします。

なお、本日の議事の内容につきましては、国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル第3の2に基づき、議事録を東北農政局のホームページに公開させていただきますのであらかじめご了承願います。

5 挨拶

【生産部生産振興課加東課長補佐（以下「加東課長補佐」という。）】

6 意見聴取

（1）銘柄設定申請の概要及び申請状況について

【増子検査技術指導官（以下「増子指導官」という。）】

資料No.1「農産物検査に関する基本要領」抜粋により銘柄設定等の概要を説明。

参考資料「産地品種銘柄一覧」により福島県の銘柄について説明。

資料No.2「国内産農産物銘柄設定等に係る申請状況一覧」により申請状況を説明。

（2）申請内容について

【申請者：三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社】

（申請者欠席のため増子指導官から説明）

申請No.1 「銘柄の設定等申請書」により、産地品種銘柄「福島県産みつひかり」の銘柄の廃止を説明。

「産地品種銘柄における品種群の設定等申請書」により、産地品種銘柄「福島県産みつひかり」の廃止を説明。

【申請者：東北農政局長】

（増子指導官から説明。）

申請No.2 「銘柄の設定等申請書」により、産地品種銘柄「福島県産おきにいり」の銘柄の廃止を説明。

申請No.3 「銘柄の設定等申請書」により、産地品種銘柄「福島県産ふくのさち」の銘柄の廃止を説明。

申請No.4 「銘柄の設定等申請書」により、産地品種銘柄「福島県産アブクマワセ」の銘柄の廃止を説明。

（3）意見聴取について

【司会者】

これから、意見聴取に入りたいと思いますが、ここからの進行は加東課長補佐が行います。

【加東課長補佐】

それでは意見聴取に入らせていただきます。

はじめに、三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社様から申請がありました「みつひかり」についてのご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

【中央会 渡部氏】

「みつひかり」を全国一斉に廃止するという説明がありました、それには特段の理由があったのでしょうか。背景がわかれれば教えていただきたい。

【増子指導官】

みつひかりの育成者であります三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社が種子生産から撤退するためと聞いています。

【J A福島検査協議会 熊田氏】

廃止の要件についてお聞きしたいのですが、過去、廃止の要件としては、検査実績がなかったものということだったと思いますが、今は年間の検査実績が10トン未満のものに変わった理由はなんでしょうか。

【増子指導官】

以前は検査実績がないことが要件でしたが、要件が変わった背景としては、産地品種銘柄がかなり増えているということから、銘柄を確認するための検査機関の負担が大きいということがあります。それから、食品表示法の改正があります。品種

・産地・年産を表示するためには、農産物検査を受検しなければならないことになっておりましたが、改正により、産地・品種・年産の根拠を示す資料の保管を要件に農産物検査の証明によらずとも表示することができるということになりました。

このことから、10トン未満という少量の検査実績のものは関係者の意見を聞いた上で問題がなければ廃止するという仕組みを設けたところです。

【加東課長補佐】

次に、「おきにいり」、「ふくのさち」、「アブクマワセ」について御意見・御質問等ございますでしょうか。こちらの銘柄も5年産・6年産と過去2年間に検査実績がないものでございます。

【中央会 渡部氏】

確認ですが、この3つの育成権は福島県にあるのでしょうか。そうであれば申請者が農政局長ではなく、県知事になるのではないのでしょうか。

【福島県 片桐氏】

「おきにいり」と「アブクマワセ」の育成者は農研機構だったと思います。また、「ふくのさち」の育成者も福島県ではありません。

【増子指導官】

銘柄について、新規の設定には積極的なのですが、廃止になるとそうではなく、廃止申請が行われることは稀なのが現状です。

このことから、農政局では、前年産及び前々年産の検査実績がない銘柄について、銘柄設定時の申請者、県、検査機関等に対し廃止に対する意向を伺った上で申請を行っております。

【加東課長補佐】

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

福島第一食糧卸さん、いかがでしょうか。

【福島第一食糧 矢部氏】

特段ございません。

【加東課長補佐】

全農福島さん、いかがでしょうか。

【全農福島 斎藤氏】

異議ございません。

【加東課長補佐】

御意見が出尽くしたようですので、「この意見聴取会として「おきにいり、ふくのさち、アブクマワセ」の産地品種銘柄の廃止について特段の異議はない」ということによろしいでしょうか。

(出席者から異議なし)

(4) まとめ

【加東課長補佐】

それでは、本日皆様からご意見を頂戴しました福島県における国内産農産物の銘柄設定等申請につきまして取りまとめさせていただきます。

三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社様から申請のありました水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米「みつひかり」につきましては、産地品種銘柄の廃止及び品種群を廃止することに特段の異議は無いという意見聴取会の結果を農林水産省農産局長に報告いたします。

また、東北農政局から廃止申請を行いました水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米「おきにいり」、「ふくのさち」及び普通小麦「アブクマワセ」につきましても、産地品種銘柄の廃止に特段の異議が無かったことを、農林水産省農産局長へ報告させていただきます。

本日は意見聴取会において議論いただいたことに感謝申し上げ、まとめとさせていただきます。

7 閉会

【司会者】

以上をもちまして、「国内産農産物銘柄設定等に係る意見聴取会」終了いたします。